

茨城県警察による鑑定資料の取り違えに係る不祥事を受け、DNA型鑑定資料の保管等に関する立法等を求める会長声明

茨城県警察（以下「茨城県警」という。）は、2025年（令和7年）（以下、年を記載しない場合には同年を意味する。）12月23日、邸宅侵入と窃盗容疑で30代男性を逮捕していた事件について、捜査員が茨城県警科学捜査研究所（以下「科捜研」という。）に鑑定嘱託をしていたDNA型鑑定資料を別の事件のものと取り違えたこと（以下「本件不祥事」という。）により、別事件の鑑定資料をもとに実施したDNA型鑑定結果を逮捕の根拠の一つとしていたことを公表した。これを受け、水戸地方検察庁は、「犯人性を示す重要な証拠だった。誤った証拠に基づいて起訴したことは、重く受け止めている」として、当該男性に対する起訴を取り消したことを公表した。

12月24日付け茨城新聞によると、本件不祥事の概要は、次のとおりである。

当該男性は、7月22日に邸宅侵入と窃盗容疑で茨城県警により逮捕され、水戸地検により8月12日に起訴されていた。同県警鹿嶋署の捜査員が、当該男性を逮捕した事件の現場から押収したたばこの吸い殻と、同市内で発生した別の窃盗事件の現場から押収した吸い殻の計2本を同県警科捜研に持ち込み、DNA型鑑定を依頼した。この際に両事件のたばこの吸い殻を取り違えた。鑑定資料を入れるビニール製の収納袋には、混在を防ぐため「発送番号」を書き込む決まりになっているが、科捜研宛ての鑑定嘱託書を作成した別の捜査員が、押収場所が異なる吸い殻を入れた二つの袋にそれぞれ番号を書き込むのを忘れ、保管していた。科捜研での鑑定受付時に番号の不記載を指摘された際、鑑定資料を持ち込んだ同署の捜査員は、十分に確認せずに袋に番号を記入した。この際に誤って、二つの事件の番号を逆に書き込んだことで取り違えが起きた。別事件で押収した吸い殻から男性のDNA型が検出され、結果的に、誤った証拠品の鑑定結果を逮捕の根拠の一つにした。科捜研が鑑定依頼した2本の吸い殻は同じ銘柄だった。一方、当該男性は逮捕された事件について取調べで自供していたという。茨城県警は「誤認逮捕ではない」としている。

上記報道によると、本件不祥事は、番号の不記載が指摘されていたにもかかわらず、捜査員が十分な確認を怠って袋に誤った番号を追記し、科捜研もこの誤りに気づかなかつたという杜撰な証拠品の管理に起因して発生している。その結果、本来逮捕・勾

留してはならない者が身体拘束され、公判請求されるという極めて深刻な事態が生じた。

本件の誤ったDNA型鑑定結果が、その後の取調べにおける当該男性の自供に重大な影響を与えたことは否定し難く、事件との関連性がない証拠に基づく違法な身体拘束下における取調べにより得られた自白を正当化する余地はない。「誤認逮捕ではない」という茨城県警のコメントは、本件不祥事を軽視し、再発防止に向けた真摯な姿勢を欠き、あまりに不誠実といわざるを得ない。

本件は、杜撰な科学証拠の管理が常態化していたことに起因する誤認逮捕・不当起訴の事案であり、茨城県警としては、本件不祥事の重大性を真摯に受け止め、再発防止に努めるべきである。

加えて、本件不祥事が、9月8日に発覚した佐賀県警科搜研の元技術職員のDNA型鑑定の不正と同様の構造的な欠陥により発生したことは明らかといえる。すなわち、警察庁の中間報告によると、佐賀県警においても、杜撰な資料管理により、鑑定後に余った資料を紛失してしまうなどして、本来のものとは異なる資料を警察署に返還するなどした事例（4件）や資料の付属物を紛失した事例（1件）があったとされている。令和6年3月29日付け警察庁丙鑑発第14号、丙刑企発第34号「DNA型鑑定の運用に関する指針について（通達）」（令和6年3月29日付け警察庁丙鑑発第14号、丙刑企発第34号（同様の通達として平成31年3月29日付け警察庁丙鑑発第24号、丙刑企発第93号））において、「鑑定資料取扱上の留意事項」として採取した鑑定資料と他の資料との混合を防止するための配慮や残余資料（又は試料）の保存方法を規定しているにもかかわらず、佐賀県警の不正や本件不祥事が発生したことは、警察庁の通達が全国の都道府県警において有効に機能していないことを示している。

このように、警察庁の通達では杜撰な証拠管理体制を改善できないのであり、科学鑑定を犯罪捜査に用いる場合の公務員等に対する取扱い手順、記録の作成、鑑定資料の将来にわたる保管に関する内容を含む犯罪捜査の記録の管理及び保管を義務付ける規定が不可欠であるとともに、犯罪捜査の記録の管理及び保管の適性を弁護人が事後的に確認する必要性があることからすれば、全面的証拠開示制度を法制化することも不可欠といえる。

併せて、本件不祥事及び佐賀県警のDNA型不正問題の調査を警察の内部調査で終息させてはならないのであり、刑事司法における科学証拠に対する国民の信頼を回復するためには、独立性、透明性、専門性などを備えた第三者機関による調査が不可欠

といえる。

以上から、当会は、茨城県警に対し、本件不祥事を真摯に受け止め、再発防止に努めることを求めるとともに、将来における全国的なDNA型鑑定に関する不祥事の再発を防止するために、本件不祥事及び佐賀県警のDNA型鑑定の不正について透明性、専門性などを備えた第三者機関による調査を行うこと、及び科学鑑定を犯罪捜査に用いる場合の公務員等に対する取扱い手順、記録の作成、鑑定資料の将来にわたる保管に関する内容を含む犯罪捜査の記録の管理及び保管を義務付ける規定や全面的証拠開示制度を法制化することを強く求めるものである。

令和8年1月9日

佐賀県弁護士会 会長 出口聰一郎